どんな相談を受けてくれるの？

こども家庭センターでは、お子さんや保護者の方、市民の方から、次のような相談を受けています。

「どこに相談すれば良いのか分からない」「これは相談して良いことなのか」などで悩んでいることもあると思います。「困った」「どうしよう」どんな小さなことでも構いませんので、まずはご相談ください。

※相談は匿名でも構いません。また、相談した方の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

お子さん本人からの相談

- 自分だけが親から怒られる…
- お父さんとお母さんのけんかを見るのがつらい…
- 家には自分の居場所がない…
- 家族の世話や家のことをして自分のことができない…

妊娠中の方、子育て中の方からの相談

- 妊娠中や出産後の生活に不安…
- 子育てにイライラ…どうしたらいいのか…
- 子育ての悩みを聞いてほしい…
- こどもを怒鳴ったり、叩いたりしてしまう…
- 子育ての相談をできる人が身近にいない…
- 子育てに関する情報が欲しい…
- 子育てがつらい、疲れる…

気になるこどもや家庭の相談

- 近所の家から毎日こどもの泣き声、大人の怒号が聞こえる…
- 公園で暗くなるまで１人で居る子がいる…
- とても汚い身なりの子たちがいる…
- こどもの顔や体に不自然な傷やあざがある…
- 家に帰りたがらないこどもがいる…

秋のこどもまんなか月間とは?

国は、毎年11月を『秋のこどもまんなか月間』と定めて、こども・子育てに優しい社会づくりのための各種取り組みを行います。

その一つとして『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』を実施し、多くの関係機関と共に児童虐待を防ぐための取り組みを推進しています。

本市も、『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』を実施し、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報・啓発活動に集中的に取り組んでいます。

▲詳しくはこちら（市公式ウェブサイト）

ヤングケアラーを知っていますか

疾病や障がいのある家族のケアを担うことで自身の生活や友人関係、学業、就職に影響が生じているこども『ヤングケアラー』。

このようなこどもたちに寄り添い、支援していくためには、地域の皆さんによる気づきと、「今日は元気かい？」「何か困ってないかい？」などの声掛けが大事です。

皆さんの周りで、「お子さんから家庭についての相談を受けた」「何かの支援が必要なこどもではないか」などの心配な状況があるときは、どんな小さなことでも、市の相談窓口へ相談してください。

▲詳しくはこちら（市公式ウェブサイト）

②こどもショートステイ

市が委託した施設や里親宅で、お子さんを必要な期間お預かりします。

利用には事前の申請が必要です。また、お子さんの年齢や世帯の課税状況などにより、所定の費用が掛かります。

▲詳しくはこちら

③ファミリーサポートセンター

「子育ての支援をして欲しい」方と、「子育てを手伝いたい」方からなる会員組織ファミリーサポートセンターで、会員の方がお子さんを保育施設まで送迎したり、会員宅での短時間の預かりを行っています。

利用には所定の費用が掛かります。

▲詳しくはこちら

どんな小さなことでも、まずはご相談ください。

問い合わせ

- ●母子保健業務に関すること（☎㉟０１００）
- ●こどもの相談や通報に関すること（☎㉟６６７７）

Ｅメール：child2@city.noboribetsu.lg.jp

こども家庭センターは

こども家庭センターとは？

４月１日から、健康推進グループで乳幼児健診や母子健康手帳の発行などの母子保健業務を担っていた『子育て世代包括支援センター』と、こども家庭グループでこどもに関する相談全般や、心配なこども・家庭の通報・相談などを担っていた『こども相談室』を合わせ『こども家庭グループこども家庭センター』にしました。

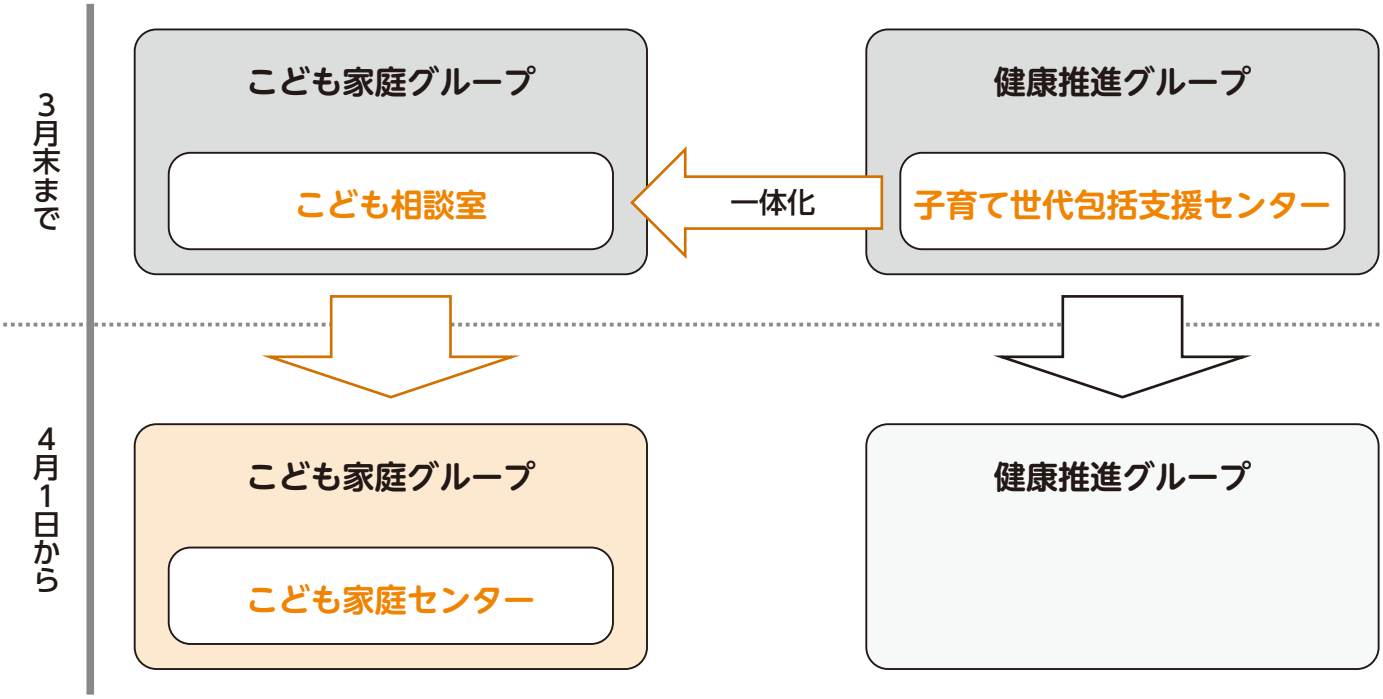

①子育て世代包括支援センターとこども相談室で担っていたそれぞれの業務を、こども家庭センターに一体化することで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的な相談支援を行っています。
②令和７年度は、母子保健の業務は引き続き総合福祉センター『しんた21』で、こどもに関する相談などの対応は、市役所本庁舎で行っています。

「こんなとき、どうしよう」をサポートします

「急な出張や入院でこどもを預けるところが無い」「子育てに疲れてしまった。少しで良いからこどもと離れて休みたい」という保護者の方のために、市は次の事業を行っています。

①保育所などでの一時預かり事業

小学校就学前のこどものいる家庭で、一時的に家庭での保育が困難なときや育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減、こどもの健やかな成長に資するための集団生活を経験し保護者以外の大人と関わる機会を設けることを目的に『**一時預かり事業（余裕活用型・一般型・幼稚園型Ⅱ）**』『**こども誰でも通園制度（仮称）試行事業**』を実施しています。

利用には事前の申し込みによる登録が必要です。また、お子さんの年齢や世帯の課税状況などにより、所定の費用が掛かります。

▲詳しくはこちら